



けいぎょう わかやま移住者継業支援事業

～ 都道府県として全国で初めて移住者による継業を支援するプロジェクト ～

● 継業とは？

地域の“なりわい”を引き継ぎつつ、移住者ならではの新たな視点により再活性化して、地域で継続できるなりわいを営むことです。

例えば…

〔 よろず商店→商店+古い家屋を活かしたカフェ
酒屋→酒屋+出張試飲販売 など 〕

過疎地域では後継者不足により、商店等の廃業が増加し、地域機能やにぎわいの低下が見受けられます。

一方、都会での仕事中心の生活を見直し、自分らしいライフスタイルを求め、地方で起業し、地域に貢献したいという若者が、県外から和歌山県へ移住しています。

「地域で営まれてきたナリワイを引継ぐ」

県では、後継者を求める事業主と意欲ある移住者のマッチングを支援し、継業に係る経費を補助する支援をしております。



● お問合せ先

和歌山県移住定住推進課
tel.073-441-2930
わかやま移住定住支援センター
東京窓口 tel.03-6269-9883
大阪窓口 tel.06-4790-3000
和歌山窓口 tel.073-422-6110

わかやま暮らしのポータルサイト！



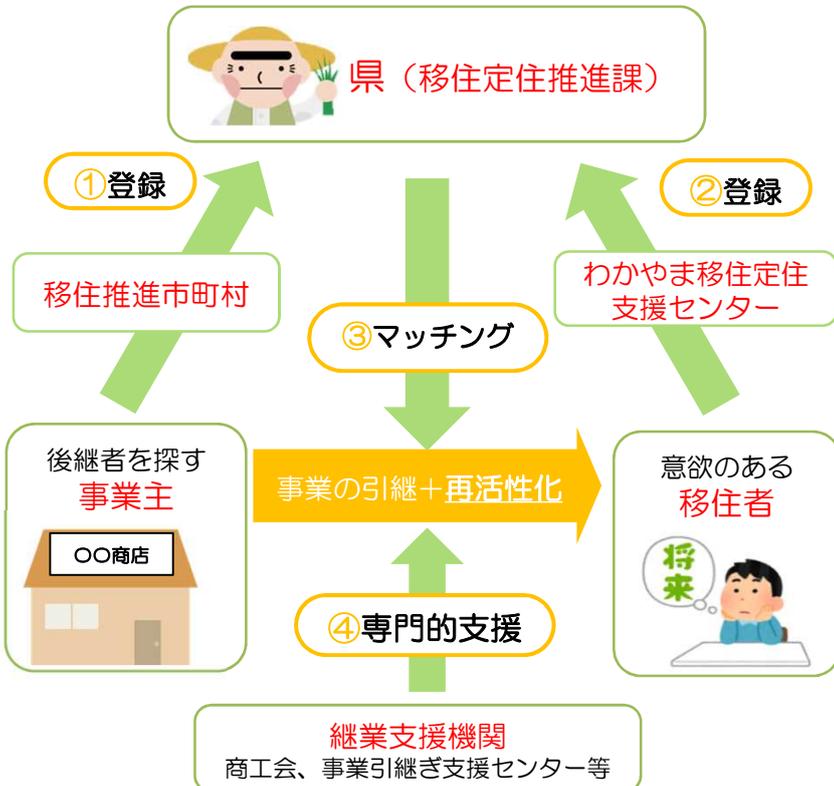
事業詳細は
裏面へ



移住者継業支援事業 内容

わかやま移住者継業支援プロジェクト

事業主と移住者のマッチングを、県・市町村・継業支援機関(商工会、和歌山県事業引継ぎ支援センター等)が連携して支援します。



①登録 (事業主)

- 当事者の“人となり”を訪問ヒアリングにより把握し、登録を行う
- 申込書を所在市町村に提出
- 県、市町村、商工会経営指導員による訪問ヒアリング
- 登録

②登録 (移住者)

- 申込書を県、わかやま移住定住支援センター(東京、大阪、和歌山市)に提出
- 県、わかやま移住定住支援センターによるヒアリング(可能な限り面談)
- 登録

③マッチング

- 登録者への情報提供
- マッチング候補者の選出
- 双方の面談意向確認
- 面談(初回は県、市町村、商工会経営指導員が同席)

④専門的支援

- 引継ぎに係る条件調整・方法・契約書の取り交わしへの助言(和歌山県事業引継ぎ支援センターなど)
- 経営アドバイス(商工会、産業振興財団など)

移住者継業補助金

- 事業実施年度3月31日までの継業
- 移住推進市町村を通じて継業プランを応募
- 申込み締切 6月末日
- ※期間外の応募にも可能な限り対応

書類審査・プレゼンテーション

最大100万円(10/10)を補助

●対象地域

移住推進市町村(地域)

●対象業種

「農林水産業」及び「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める風俗営業」以外の業種

●対象者

- ①県外からの移住推進市町村(地域)への移住者
- ②60歳未満
- ③移住後3年経過しない者
- ※継業対象事業主の3親等以内の親族は対象外

●対象経費

- ①事業引継に係る費用(土業依頼費用、資産取得費用)
- ②継業対象事業の再活性化に係る費用(施設、機械設備などの購入、賃借、修繕費用等)
- ※単純承継のみは対象外→活性化が条件